○東温市多世代交流拠点施設条例施行規則

|  |
| --- |
| (平成28年3月1日規則第8号) |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| |  |  | | --- | --- | | 改正 | 平成31年4月11日規則第17号 | |

|  |
| --- |
|  |

(趣旨)

第1条　この規則は、東温市多世代交流拠点施設条例（平成27年東温市条例第39号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づき、東温市多世代交流拠点施設（以下「多世代交流拠点施設」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(施設の愛称)

第2条　条例第2条第3項の規定による多世代交流拠点施設の愛称は、「横河原ぷらっとＨＯＭＥ」とする。

(休館日及び開館時間)

第3条　多世代交流拠点施設の休館日及び開館時間は、次のとおりとする。

(1)　休館日

ア　月曜日及び水曜日

イ　8月13日から同月15日まで

ウ　年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

(2)　開館時間　午前10時から午後6時まで

2　市長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、多世代交流拠点施設を臨時に開館し、又は休館することができる。

(利用の申請)

第4条　条例第4条第1項の規定により多世代交流拠点施設の利用の許可を受けようとする者は、多世代交流拠点施設利用申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2　前項の規定による申請は、特定の目的のため専用して利用する場合にあっては利用する日の7日前までに、それ以外の場合にあっては利用する当日までに行わなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(利用の許可)

第5条　条例第4条第1項の規定による利用の許可は、多世代交流拠点施設利用許可書（様式第2号。以下「許可書」という。）を交付して行うものとする。

(利用変更手続)

第6条　前条に規定する許可書を交付された者（以下「利用者」という。）のうち、やむを得ない事由により許可内容の変更をするときは、多世代交流拠点施設利用変更申請書（様式第3号）に、交付された許可書を添付し、利用変更申請を行わなければならない。

2　市長は、前項の変更申請を許可したときは、多世代交流拠点施設利用変更許可書（様式第4号。以下「変更許可書」という。）を交付する。

(使用料の納付)

第7条　利用者は、条例第8条に規定する特定の目的のため専用して利用する許可を受けたときは、許可書の交付と引換えに使用料を納付しなければならない。

2　前条第1項の規定により利用内容を変更したため、使用料金額に過不足が生じるときは、同条第2項に規定する変更許可書交付時に精算を行うものとする。

(使用料の減免)

第8条　条例第9条の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合は、別表のとおりとする。

(利用許可取消し等の手続)

第9条　市長は、条例第7条の規定により許可の取消し等を行うときは、多世代交流拠点施設利用許可取消通知書（様式第5号。以下「取消通知書」という。）により通知を行うものとする。

(使用料還付の手続)

第10条　条例第10条ただし書の規定による使用料の還付を受けようとする者は、多世代交流拠点施設利用中止届兼施設使用料還付請求書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添付し、市長に請求するものとする。

(1)　条例第10条第1項第1号及び第2号に規定する場合　許可書又は変更許可書

(2)　条例第10条第1項第3号に規定する場合　取消通知書

(利用者の遵守すべき事項)

第11条　利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)　利用の許可を受けた施設以外に立ち入らないこと。

(2)　許可を受けずに多世代交流拠点施設内において寄附の募集、物品の販売、飲食物等の提供、広告物の提示等を行わないこと。

(3)　許可を受けずに火気等を利用しないこと。

(4)　前3号に掲げるもののほか、市長が別に指示した事項に従うこと。

(入館の禁止等)

第12条　市長は、多世代交流拠点施設内の秩序を乱し、若しくは他の入館者に迷惑を及ぼし、又はこれらのおそれのある者の入館を禁止し、又はその者の退館を命ずることができる。

(損傷の届出等)

第13条　多世代交流拠点施設の施設等を損傷し、又は滅失した者は、その程度にかかわらず多世代交流拠点施設（備品等）損傷・滅失届（様式第7号）により速やかに市長に届け出て、その指示に従わなければならない。

(管理上の指示)

第14条　市長は、多世代交流拠点施設の管理上必要があると認めるときは、利用者に必要な指示をすることができる。

(利用終了の届出)

第15条　利用者は、多世代交流拠点施設の利用を終了したときは、速やかに係員に届け出なければならない。

(原状回復の点検)

第16条　利用者は、条例第11条の規定により原状に回復したときは、係員の点検を受けなければならない。

(利用者協議会)

第17条　市長は、多世代交流拠点施設を市民との協働により運営するため、利用者協議会の設立を推進するものとする。

2　利用者協議会は、多世代交流拠点施設の将来的な自立運営に向けた経費に充当するため、多世代交流拠点施設内で物品等の販売を行うことができる。

3　前項の場合においては、第4条、第5条及び第6条の規定を適用せず、別に定める手続により、条例第4条の利用の許可を行うものとする。

(その他)

第18条　この規則に定めるもののほか、多世代交流拠点施設の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この規則は、平成28年3月1日から施行する。

附　則(平成31年4月11日規則第17号)

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第8条関係)

減免基準一覧表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 減免基準 | 減免内容 | 備考 |
| 1 | 国又は地方公共団体が利用する場合 | 免除 |  |
| 2 | 市、教育委員会その他市の執行機関が主催又は共催して利用する場合 | 免除 |  |
| 3 | 市内の小中学校及び幼稚園並びに保育所が教育又は保育活動のために利用する場合 | 免除 | 保育所には、認可保育所を含む。 |
| 4 | 市内の高齢者団体が高齢者の社会参加の促進、体力の向上、健康維持等のために利用する場合 | 免除 |  |
| 5 | 市内の障がい者の団体が障がい者の自立又は社会参加のために利用する場合 | 免除 |  |
| 6 | 市内の社会教育関係団体が市民のための公益的な活動を行うために利用する場合 | 免除 |  |
| 7 | 東温市生涯活躍人材バンク「まちの先生」設置要綱（平成28年告示第27号）による人材バンク登録者が講座、教室及びイベントのため利用する場合 | 免除 |  |
| 8 | 市内の区、自治会等組織が公共的又は公益的な目的で利用する場合 | 免除 |  |
| 9 | 災害救助等に利用する場合 | 免除 |  |
| 10 | 市、教育委員会その他市の執行機関が後援又は協賛して利用する場合 | 1/2減額 |  |
| 11 | 市が構成員となっている一部事務組合、協議会、研究会等が主催する行事のために利用する場合 | 1/2減額 |  |
| 12 | その他市長が特に必要と認めた場合 | 免除又は1/2減額 |  |

備考

1　障がい者の団体とは、次の各号のいずれかに該当する者で組織された団体をいう。

(1)　身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者

(2)　療育手帳制度について（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知）による療育手帳の交付を受けている者

(3)　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

2　社会教育関係団体とは、次の各号の全てに該当する団体をいう。

(1)　自主的かつ主体的に運営及び活動を行う団体

(2)　学習、趣味、スポーツ、レクレーション、ボランティア等の社会教育活動を継続的かつ計画的に行うことを目的としている団体

(3)　営利を目的とした活動、政治的・宗教的活動又は公序良俗に反する活動を行わない団体

(4)　利用申請時に構成員が10人以上であり、かつ、市内に住所を有する者並びに市内に通勤及び通学する者の構成割合が3分の2以上である団体（小学生及び中学生で構成する団体にあっては、指導者又は責任者を置く団体に限る。）。ただし、家族だけで構成する団体を除く。

様式第1号(第4条関係)

利用申請書

[別紙参照]

様式第2号(第5条関係)

利用許可書

[別紙参照]

様式第3号(第6条関係)

利用変更申請書

[別紙参照]

様式第4号(第6条関係)

利用変更許可書

[別紙参照]

様式第5号(第9条関係)

利用許可取消通知書

[別紙参照]

様式第6号(第10条関係)

利用中止届兼施設使用料還付請求書

[別紙参照]

様式第7号(第13条関係)

（備品等）損傷・滅失届

[別紙参照]